

水質汚濁に係る農薬登録保留基準として
環境大臣の定める基準の設定に関する資料
(案)

資料目次

	農薬名	基準設定	ページ
1	シモキサニル	既登録	1
2	フェノチオカルブ	既登録	5
3	フルオルイミド	既登録	9
4	フルピラジフロン	新規	14

平成27年7月17日

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

評価農薬基準値（案）一覧

農薬名	基準値 (mg/L)
1 シモキサニル	0.034 mg/L
2 フェノチオカルブ	0.039 mg/L
3 フルオルイミド	0.24 mg/L
4 フルピラジフロン	0.082 mg/L

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

シモキサニル

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	1-[(E Z)-2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル]-3-エチル ウレア				
分子式	C ₇ H ₁₀ N ₄ O ₃	分子量	198.2	CAS NO.	57966-95-7
構造式					

2. 作用機構等

シモキサニルは、シアノアセトアミド骨格を有する殺菌剤であり、その作用機構は、菌体内の呼吸系代謝機構及びDNA合成機構のある部位に作用し、菌糸の伸長及び胞子の発芽を抑制すると考えられている。

本邦での初回登録は1996年である。

製剤は水和剤が、適用農作物等は、果樹、野菜、いも、豆等がある。

申請者からの聞き取りによると、原体の輸入量は、11.4t（平成23年^{*}）、18.1t（平成24年^{*}）、20.2t（平成25年^{*}）であった。

^{*}年は1月～12月

3. 各種物性等

外観・臭気	淡赤色固体（粉末）、無臭 (24.5℃)	土壌吸着係数	$K_{F^{ads_{OC}}} = 56 - 530$ (25℃)
融点	162℃	オクタノール /水分配係数	$\log Pow = 0.781$ (25℃、pH5.98)
沸点	175℃以上で分解するた め、測定不能	生物濃縮性	—
蒸気圧	1.5×10^{-4} Pa (20℃)	密度	1.3 g/cm ³ (20.4℃)
加水分解性	200 日以上安定(15℃、 pH0.1) 300 日以上安定(15℃； pH5、6) 半減期 7.7 日(15℃、pH7) 4.6 日(15℃、pH7) 0.84 日(15℃、pH8) 148 日(25℃、pH5) 34 時間(25℃、pH7) 31 分(25℃、pH9)	水溶解度	782 mg/L (20℃)
水中光分解性	半減期 1.8 日（東京春季太陽光換算 0.68 日） （滅菌緩衝液、pH5、25℃、373 W/m ² 、300－800nm） 5.2 時間（東京春季太陽光換算 0.035 日） （自然水、pH7、25℃、369 W/m ² 、300－800nm）		

II. 安全性評価

一日摂取許容量（ADI）	0.013 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 26 年 12 月 16 日付けで、シモキサニルの ADI を 0.013 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はイヌを用いた1年間慢性毒性試験における無毒性量 1.3 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として水和剤があり、果樹、野菜、いも、豆等に適用がある。

2. 水濁 PEC の算出

（1）非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PECが最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階のPECを算出する。算出に当たっては、テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	いも	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) ($=300 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a} \div 1,000 \times 1\text{g}/1\text{mL} \times 0.30 \times 100\text{a}/\text{ha}$)	900
剤 型	30%水和剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	4
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 ※事務局算出値	300mL/10a ($=300 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a} \div 1,000$)	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	0.2
使用する際の希釈倍数等	1,000 倍に希釈	Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	散布	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
総使用回数	4 回	F_u : 使用方法による農薬流出補正係数	1

（2）水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(第 1 段階)	0.00005053...
うち地表流出寄与分	0.00005032...
うち河川ドリフト寄与分	0.00000021...
合 計 ¹⁾	0.00005053... \div <u>0.000051 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値

登録保留基準値	0.034 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
0.013(mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0346...(mg/L) 体重 10%配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録保留基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.000051 mg/L であり、登録保留基準値 0.034 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大一日摂取量 (mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.2706	37.8

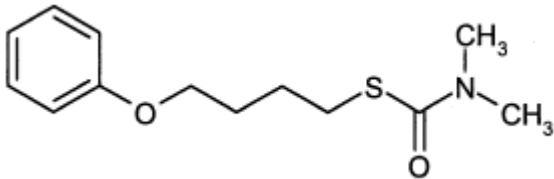
出典:平成 27 年 5 月 27 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

フェノチオカルブ

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	S-4-フェノキシブチル=ジメチル (チオカルバマート)				
分子式	C ₁₃ H ₁₉ NO ₂ S	分子量	253.4	CAS NO.	62850-32-2
構造式					

2. 作用機構等

フェノチオカルブは、チオールカーバメート系の殺ダニ剤であり、その作用機構は、生体内で変化したスルホキシドが酵素等をカルバモイル化することによる、種々の代謝経路の阻害と考えられている。

本邦での初回登録は1986年である。

製剤は乳剤が、適用農作物等は果樹がある。

製剤の国内生産量は、0.0t^{*1}（平成23年度^{*2}）、10.3t（平成24年度^{*2}）、0.0t^{*1}（平成25年度^{*2}）であった。

※1：50kg未満

※2：年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧・2014・（社）日本植物防疫協会

3. 各種物性等

外観・臭気	白色結晶、弱いゴム臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}_{OC}} = 740 - 1,500$ (25°C)
融点	39.5°C	オクタノール ／水分配係数	$\log Pow = 3.51$ (20°C、pH7.1)
沸点	248.4°C (3,990Pa) 346.4°C (大気圧)	生物濃縮性	$BCF_{ss} = 48$ (0.05µg/L) = 55 (0.5µg/L)
蒸気圧	2.7×10^{-4} Pa (25°C)	密度	1.2 g/cm ³ (20°C)
加水分解性	半減期 1 年以上 (25°C ; pH4、7、 9)	水溶解度	33.8 mg/L (20°C)
水中光分解性	半減期 6.3 日 (自然水、25°C、49.2 W/m ² 、300-400 nm) 6.8 日 (滅菌蒸留水、25°C、49.2 W/m ² 、300-400 nm) 24.1 日 (東京春季太陽光換算日 165 日) (滅菌蒸留水、25°C±2°C、59.0 W/m ² 、300-400 nm) 11.5 日 (東京春季太陽光換算 78.9 日) (滅菌フミン酸ナトリウム水溶液、25°C±2°C、59.0 W/m ² 、300-400 nm)		

II. 安全性評価

一日摂取許容量 (ADI)	0.015 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 26 年 12 月 2 日付けで、フェノチオカルブの ADI を 0.015 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 1.5 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として乳剤があり、果樹に適用がある。

2. 水濁 PEC の算出

（1）非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PECが最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階のPECを算出する。算出に当たっては、テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	果樹	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) ($=700 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a} \div 700 \times 1\text{g}/1\text{mL}$ $\times 0.35 \times 100\text{a}/\text{ha}$)	3,500
剤 型	35%乳剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
当該剤の単回・単位 面積当たり最大使用 量 ※事務局算出値	1,000mL/10a ($=700 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a}$ $\div 700$)	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	5.8
使用する際の希釈 倍数等	700 倍に希釈	Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除 の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	散布	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
総使用回数	2 回	F_u : 使用方法による農薬流出補正係数	1

（2）水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(第 1 段階)	0.0001306...
うち地表流出寄与分	0.0001187...
うち河川ドリフト寄与分	0.0000118...
合 計 ¹⁾	0.0001306... ≒ <u>0.00013 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値

登録保留基準値	0.039 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
0.015 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) 体重 × 0.1 10%配分 ÷ 2 (L/人/日) 飲料水摂取量 = 0.0399...(mg/L)

¹⁾ 登録保留基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.00013 mg/L であり、登録保留基準値 0.039 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大一日摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.0109	1.3

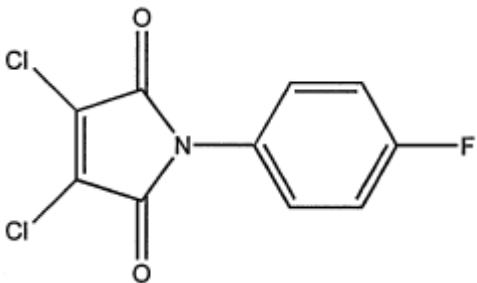
出典:平成 27 年 5 月 27 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

フルオルイミド

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	2, 3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド				
分子式	C ₁₀ H ₄ Cl ₂ FNO ₂	分子量	260.1	CAS NO.	41205-21-4
構造式					

2. 作用機構等

フルオルイミドは、マレイミド骨格を有する殺菌剤であり、その作用機構は、孢子中のチオール系酵素等への作用による孢子の発芽阻害等と考えられている。

本邦での初回登録は1976年である。

製剤は水和剤が、適用農作物等は果樹等がある。

原体の国内生産量は、2.0t（平成23年度*）、43.3t（平成24年度*）、31.6t（平成25年度*）であった。

※年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧・2014・（社）日本植物防疫協会

3. 各種物性等

外観・臭気	極薄黄緑色（28.8℃）、 固体（結晶）（23.1℃）、 無臭（23.0℃）	土壌吸着係数	水中で非常に不安定なため、 土壌吸着試験による測定不能
融点	239.1℃	オクタノール ／水分配係数	logPow = 3.04（25℃）
沸点	融点で分解のため測定不能	生物濃縮性	—
蒸気圧	3.4×10 ⁻³ Pa（25℃） 8.1×10 ⁻³ Pa（40℃）	密度	1.7 g/cm ³ （20℃）
加水分解性	半減期 17.2 分（25℃、pH4） 4.3 分（25℃、pH7） <0.5 時間（25℃；pH4、 7、9） 21 分（37℃、pH1.2）	水溶解度	0.61 mg/L（20℃、pH5.4）
水中光分解性	半減期 9.6 分（東京春季太陽光換算 209 分） （滅菌蒸留水、25℃、765 W/m ² 、300－800 nm） <0.5 時間（東京春季太陽光換算<0.1 日） （滅菌蒸留水、pH 5.89、25℃、555.4 W/m ² 、300－800 nm） <0.5 時間（東京春季太陽光換算<0.1 日） （滅菌自然水、pH 7.69、25℃、555.4 W/m ² 、300－800 nm）		

II. 安全性評価

一日摂取許容量（ADI）	0.092 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 25 年 10 月 21 日付けで、フルオルイミドの ADI を 0.092 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験における無毒性量 9.28 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として水和剤があり、果樹等に適用がある。

2. 水濁 PEC の算出

（1）非水田使用時の PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PECが最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階のPECを算出する。算出に当たっては、テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	果樹	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g /ha） ① $(=700 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a} \div 1500 \times 1\text{g}/1\text{mL} \times 0.75 \times 100\text{a}/\text{ha})$ ② $(=700 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a} \div 1500 \times 1\text{g}/1\text{mL} \times 0.75 \times 100\text{a}/\text{ha})$	①3,500 ②3,500
剤 型	①75.0%水和剤 ②75.0%水和剤	N_{app} : 総使用回数（回）	5
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 ※事務局算出値	①466mL/10a $(=700 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a} \div 1500)$ ②466mL/10a $(=700 \times 10^3 \text{mL}/10\text{a} \div 1500)$	D_{river} : 河川ドリフト率（%）	5.8
使用する際の希釈倍数等	①1,500 倍に希釈 ②1,500 倍に希釈	Z_{river} : 河川ドリフト面積（ha）	0.11
地上防除/航空防除の別	①地上防除 ②地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率（%）	0.02
使用方法	①散布 ②散布	A_p : 農薬使用面積（ha）	37.5
総使用回数	①2 回 ②3 回	F_u : 使用方法による農薬流出補正係数	1

(2) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(第 1 段階)	0.0002742...
うち地表流出寄与分	0.0002445...
うち河川ドリフト寄与分	0.0000297...
合 計 ¹⁾	0.0002742... ≒ <u>0.00027(mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値

登録保留基準値	0.24 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
0.092 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.245...(mg/L) 体重 10%配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録保留基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.00027 mg/L であり、登録保留基準値 0.24 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大一日摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.5243	10.3

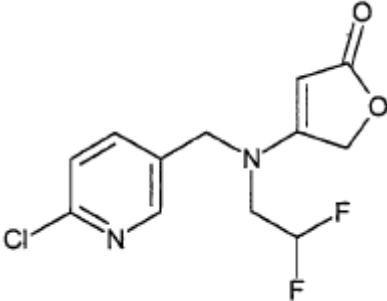
出典:平成 27 年 1 月 28 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

フルピラジフロンの資料

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	4-[(6-クロロ-3-ピリジルメチル)(2,2-ジフルオロエチル)アミノ]フラン-2(5H)-オン				
分子式	C ₁₂ H ₁₁ ClF ₂ N ₂ O ₂	分子量	288.7	CAS NO.	951659-40-8
構造式					

2. 作用機構等

フルピラジフロンは、ブテノライド骨格を有する殺虫剤であり、その作用機構は、吸汁性害虫及び甲虫目の咀嚼性害虫のニコチン性アセチルコリン受容体（nAChR）にアゴニストとして作用し、殺虫活性を示すと考えられている。

本邦では未登録である。

製剤は粒剤が、適用農作物等は稲として、登録申請されている。

3. 各種物性等

外観・臭気	白色粉末、 非特異的な弱い臭気	土壌吸着係数	$K_{fads_{OC}} = 75 - 110$ (海外土壌、 $20 \pm 1^\circ\text{C}$) $= 150$ (日本土壌、 $25 \pm 1^\circ\text{C}$)
融点	69.0°C	オクタノール /水分配係数	$\log Pow = 1.2$ (25°C ; pH4、7、 9)
沸点	270°C で分解のため測定不 能	生物濃縮性	—
蒸気圧	9.1×10^{-7} Pa (20°C) 1.7×10^{-6} Pa (25°C) 2.6×10^{-5} Pa (50°C)	密度	1.4 g/cm^3 (20°C 、 4°C の水と の比較値)
加水分解性	5 日間安定 ($50^\circ\text{C} \pm 0.5^\circ\text{C}$; pH4、7、9)	水溶解度	$3.2 \times 10^3 \text{ mg/L}$ (20°C 、pH4、 7) $3.0 \times 10^3 \text{ mg/L}$ (20°C 、pH9)
水中光分解性	半減期 13.8 時間 (東京春季太陽光換算 3.7 日) (滅菌緩衝液、 $25 \pm 1^\circ\text{C}$ 、pH6.94—7.02、 680 W/m^2 、300—800 nm) 14.0 時間 (東京春季太陽光換算 3.8 日) (滅菌自然水、 $25 \pm 2^\circ\text{C}$ 、pH7.80—8.16、 680 W/m^2 、300—800 nm)		

II. 安全性評価

一日摂取許容量 (ADI)	0.031 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 27 年 3 月 17 日付けで、フルピラジフロンの ADI を 0.031 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた 2 年間慢性毒性試験/発がん性併合試験における無毒性量 3.16 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

申請者より提出された農薬抄録によれば、本農薬は製剤として粒剤が、適用農作物等は稲として登録申請されている。

2. 水濁 PEC の算出

(1) 水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

水田使用時において、PECが最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階のPECを算出する。算出に当たっては、テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	稲（箱育苗）	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g /ha） （=50g/箱×20 箱/10a×0.04×100a/ha）	400
剤 型	4%粒剤	N_{app} : 総使用回数（回）	1
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 ※事務局算出値	1,000g/10a （=50g/箱×20 箱/10a）	A_p : 農薬使用面積（ha）	50
使用する際の希釈倍数等	希釈しない		
地上防除/航空防除の別	地上防除		
使用方法	育苗箱の上から均一に散布		
総使用回数	1 回		

(2) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時(第 1 段階)	0.005324…
非水田使用時	適用なし
合 計 ¹⁾	0.005324… ÷ <u>0.0053(mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値

登録保留基準値	0.082 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
0.031 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0826 ... (mg/L) 体重 10%配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録保留基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.0053 mg/L であり、登録保留基準値 0.082 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量^{*}と対 ADI 比

農薬推定一日摂取量(mg/人/日) [*]	対 ADI 比 (%)
0.4749	27.8

出典:平成 27 年 7 月 16 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料

^{*}フルピラジフロンの代謝物 M33（フルピラジフロンの換算）を考慮して試算。